

住まいの将来 考えてみませんか？

POINT

① 空き家になる前の対策を！！

だれが住宅などを管理するか、関係者で話し合っておきましょう。

POINT

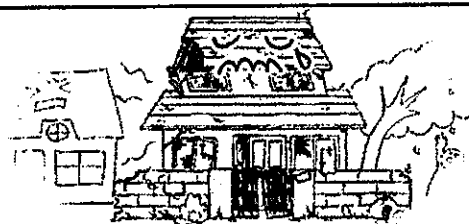
② 空き家になったら早めの決断を！！

空き家になると、住宅の痛みは想定以上に進行します。近隣の皆様にご迷惑となる前に、適切な管理や売却・賃貸、解体などの対応をしましょう。

空き家は個人の財産です！！

空き家を適切に管理せず、通行人や隣家へ被害が発生すると・・・

所有（管理）者の責任を問われます！！



法の改正により所有者の責務が強化されました！！

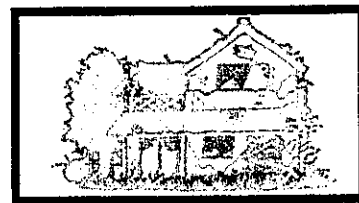
空き家の状態

悪

特定空家



※窓や壁が破損しているなど
管理が不十分な状態



※そのまま放置すると倒壊等
のおそれがある状態

令和5年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正されました。

周囲に著しい悪影響をおよぼす「特定空家」に加え、放置すれば「特定空家」になるおそれのある「管理不全空家」も、市からの指導に従わず勧告をうけると、その土地に係る固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

まずはご相談下さい！！

志布志市が問題解決に向けてお手伝いします。

○空き家の利活用（売却・賃貸）に関するご相談

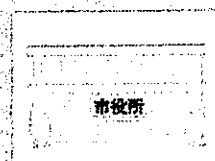
総合政策課 地域政策グループ

○空き家の解体に関するご相談

建設課 都市計画グループ

○住宅のリフォームに関するご相談

建設課 建築住宅グループ



代発電話 099-472-1111